

【阪急京都線沿線無料ガイドツアー】
観光あるき千里丘新町コース
4/25 (水) 午前9時半～午後1時



内容 観光ガイドと一緒に、阪急正雀工場、明和池公園、須佐之男命神社、金剛院などを歩く

集合 阪急正雀工場の正門前 (阪急正雀1-2)
解散 阪急摂津市駅
定員 20人
申込み 4月16日(月)までに産業振興課へ (☎・先着)

●就労支援

◆介護職員初任者研修講座
介護の基礎から応用までを学び、介護職の入門資格を取得する
5月15日(火)～7月5日(木)の毎週火・木曜日午前10時～午後5時に、未来ケアカレッジ吹田千里丘校(吹田市千里丘下20-16)で(計16回)※5月10日(木)に受講者を対象にした事前ガイダンスあり/対象は市

●お知らせ

融資限度額が拡充
信用保証制度が充実
中小事業者が事業資金を借り入れるときに資金

内在住者で、受講後、介護職での就労を目指す人/定員10人/テキスト代6千480円/要申込み(4月20日(金)までに産業振興課へ・電話不可・選考あり)
線りが容易となる「信用保証制度」の融資限度額など支援内容が、4月1日から拡充されます。
拡充内容 ▼創業者が手元資金なしで保証割合100%で受けられる融資限度額が1千万円から2千万円に拡充▼従業員20人以下の事業者が、保証割合100%で受けられる融資限度額が1千250万円から2千万円に拡充
問合せ (一社) 全国信用保証協会連合会 ☎ 03 (6823) 12000

いきいきカレッジ(老人大学講座)
受講生募集
「人生はこれから!! 生涯現役」

■せつつ桜苑講座
6月1日～11月9日の金曜日午前10時～午後3時(計18回)に、せつつ桜苑(桜町1-1-11)で

専門科目	定員
いきいき健康科	10人
音楽にふれあう科	10人
明るく学ぼう介護予防科	10人
楽しく学ぼう美術科	10人

■ふれあいの里講座
6月1日～11月16日の金曜日午前10時半～午後3時(計20回)に、老人福祉センター(鳥飼上5-2-8・ふれあいの里内)で

専門科目	定員
ものづくりを楽しんでみよう科	6人
笑顔で体操しよう科	12人
パソコンを始めてみよう科	10人
パソコンをもっと知ろう科	8人

==共通==
内容 ▼午前=一般教養科目▼午後=専門科目(選択)
対象・材料費 毎回出席可能な60歳以上の人・実費
申込み 4月21日(土)までに各公民館、ふれあいの里、せつつ桜苑、市役所1階・高齢介護課で配布の受講願書を書いて、受講希望施設へ持参
問合せ せつつ桜苑 ☎ 072 (632) 0400 または、ふれあいの里 ☎ 072 (653) 1212

●高齢福祉

◆ふれあい入浴
①4月15日(日)午後2時～5時半(女性は午後2時～3時半、男性は午後4時～5時半)に、特養ひかりで
②15日(日)午後4時～10時に、松竹温泉とヘルシーバス千里丘で/対象は①65歳以上②小学生以下と65歳以上/※氏名・連絡先を書いたメモをご持参ください/問合せは高齢介護課へ

◆たちより体操タイム
4月23日(月)午前10時～10時15分に、鳥飼保育所で/問合せは同保育所 ☎ 072 (654) 5960 ※他の実施場所は4月は休みの実施場所
◆認知症サポーター養成講座
認知症や家族への接し方に関する知識を習得する
4月25日(水)午後1時半～3時に、地域福祉活動支援センターで/定員20人/要申込み(高齢介護課へ・☎・先着)

訪問理美容サービス
助成を開始
理美容店の利用が困難な人に訪問出張費(2千円)を年4回助成します。
対象 65歳以上で要介護3～5の在宅生活の人
申込み 高齢介護課へ
老人はり・きゅう・マッサージ施術費の助成
医療保険が適用されない、はり・きゅう・マッサ

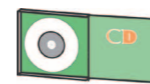
●障害福祉

ジの施術費用を助成します。※指定の施術所に限る
対象 65歳以上の人
助成額 施術1回につき1千円(年15回を限度)
申込み 本人確認書類を持参のうえ、市役所1階・

高齢介護課または公民館(千里丘・安威川・味生・新島飼)、別府コミュニティセンター、コミュニティプラザへ※市役所以外は平日午前9時～12時のみ
問合せ 高齢介護課へ
社課へ・☎・多数のとき初めての人優先
◆点字・点訳ボランティア講習
4月24日～6月26日の毎週火曜日午後7時～9時(計10回)に、コミュニティプラザで/定員10人/要申込み(4月12日(木)までに障害福祉課へ・☎・先着)

声の広報のご利用を

市では、高齢者や視覚障害者に十分な情報提供ができるよう、広報紙の音訳版を発行しています。



●内容
広報せつつから抜粋した内容をCD(デジジー形式)に収録

●再生方法
デジジー形式で収録されたCDを再生する専用の機器が必要です。
視覚障害者(1・2級)の身体障害者手帳をお持ちの人は日常生活用具の給付として、購入の補助を受けることができます。購入前に障害福祉課にご確認ください。
申込み・問合せ 障害福祉課へ

あなたの働きたいをサポート
「地域就労支援センター」

地域就労支援センター(産業振興課内)では、就職に向けた支援として、相談や講座の開講を行っています。

●就労相談 専門員が就職活動の進め方やノウハウを伝えます
日時 平日午前9時～午後5時15分
※専門員による相談は毎週火曜日午後1時～4時
●資格取得の講座 就職活動に有利となる資格が得られる講座を開講し、資格取得後も求人情報などをお伝えします。
問合せ 産業振興課へ



暮らしのワンポイント

問合せ 消費生活相談ルーム(産業振興課内)

はがきによる
架空請求に注意

「国民訴訟お客様管理センター」から、身に覚えのない「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが送られてきたという相談が多く寄せられています。

【特徴】請求名目は「消費料金」といった漠然としたもので、どのような商品を購入し、どのようなサービスを受けたかなど、具体的な請求根拠は一切記載されていません。また、「訴訟」「差し押え」「最終期日」などの文言を用いて、消費者を慌てさせ、すぐに連絡する

よう求めます。
★注意すること 身に覚えのない不審なはがきが届いたら、慌てず無視をしないでください。もし本当の請求かもしれないと思われる場合は、消費生活相談ルームにご相談ください。相手に連絡することとは、個人情報を知らせることになりまので、絶対にしないでください。